

議案第 22 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 2 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項第 3 号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.6」を「100 分の 5.8」に改める。

第 5 条中「2 万 5,000 円」を「2 万 1,000 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「(昭和 33 年法律第 192 号)」を削り、「2 万 1,000 円」を「1 万 5,000 円」に改め、同条第 2 号中「1 万 500 円」を「7,500 円」に改め、同条第 3 号中「1 万 5,750 円」を「1 万 1,250 円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「4,950円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の1.9」に改める。

第9条の3中「6,200円」を「4,900円」に改める。

第21条第1号ア中「1万7,500円」を「1万4,700円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,700円」を「1万500円」に改め、同号イ(イ)中「7,350円」を「5,250円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,025円」を「7,875円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「4,620円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,310円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「3,465円」に改め、同号カ中「4,340円」を「3,430円」に改め、同条第2号ア中「1万2,500円」を「1万500円」に改め、同号イ(ア)中「1万500円」を「7,500円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「3,750円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「5,625円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「3,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「1,650円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「2,475円」に改め、同号カ中「3,100円」を「2,450円」に改め、同条第3号ア中「5,000円」を「4,200円」に改め、同号イ(ア)中「4,200円」を「3,000円」に改め、同号イ(イ)中「2,100円」を「1,500円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150円」を「2,250円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,320円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「990円」に改め、同号カ中「1,240円」を「980円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 22 号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国民健康保険税の基礎課税額等における所得割額、均等割額及び平等割額を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものです。